

| | |
|------------------|---|
| Title | 清末民初蘇州の民紳層とその活動 |
| Sub Title | The lower gentries of Suzhou and their activities in the late Qing and early republican China |
| Author | 夏, 氷(Xia, Ring) 佐藤, 仁史(Sato, Yoshifumi) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 2008 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.76, No.4 (2008. 3) ,p.1(335)- 25(359) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20080300-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清末民初蘇州の民紳層とその活動

夏 藤 仁 史 訳
佐 藤 仁 史 訳

訳者解説

本稿は、二〇〇六年一二月一日に慶應義塾大学東アジア研究所において開催されたシンポジウム「近世・近代の江南デルタ地域史と文献史料調査の可能性」における夏水氏（蘇州市政協文史委員会秘書処）の報告をもとに成稿した「清末民初蘇州民紳群体及其活動」の翻訳である。シンポジウムは、太田出氏（兵庫県立大学経済学部）を研究代表者とする平成一六年度（平成一八年度科 学研究費補助金基盤研究B「清末民国期、江南デルタ市 鎮社会の構造的変動と地方文献に関する基礎的研究」の 最終年度において研究成果の一部を報告するのと同時に、 研究費課題による史料調査や現地調査を通して得た知見 を、中国と台湾の同年代の研究者との間で意見交換する

ことで検証することを目的として開催された。科研費課題のメンバーによる報告は、太田出氏「民国期の青浦県老宅鎮と太湖流域漁民——『鄉鎮戸口調査表』の分析を中心にして」と訳者「清末民国期における近代教育の導入と鎮—郷関係——江蘇省吳江県を事例にして」であり、両報告を土台とした論考は、太田出・佐藤仁史編『太湖流域社会の歴史学的研究——地方文献と現地調査からのアプローチ』（汲古書院、二〇〇七年）に収録されている。台湾からは唐立宗氏（台湾万能科技大学通識教育中心）による「明中後期広東惠州山区磁盜、地域変動与士民議論——以『定氣外史』為中心的分析」を、中国からは夏水氏による「清末民初蘇州民紳群体及其活動」をそれぞれ報告いただいた。前者では科研費課題とは異なる

時代や地域における秩序変動の実態の一端が詳細に示され、後者では地方檔案や民間所蔵史料を駆使した、在地研究者による地域史の可能性が提示された。海外からの二報告を得たことで、外国史研究者である我々が構築する近代江南社会の地域像の特徴や課題が浮かび上がり、今後の研究にとって有意義な内容となつた。

それでは、本稿の筆者である夏氷氏について簡単に紹介しておきたい。夏氏は一九七六年一月生まれ、蘇州市の出身である。一〇〇五年まで蘇州市檔案館に勤務し、現在は蘇州市政協文史委員会秘書処副主任科員として主に蘇州地区の文史資料の編纂・執筆をはじめとする業務に従事している。蘇州市檔案館時代には、中国近代史研究において夙に着目されてきた蘇州商会檔案の整理に参与し、『蘇州商会檔案叢編第一輯』（武漢、華中師範大学出版社、一〇〇四年）の編集委員に名を連ねている。蘇州市政協文史委員会における仕事として、一〇〇五年度以降の『蘇州史志資料選輯』（蘇州市地方志編纂委員会弁公室編）が挙げられる。

夏氏は専ら史料編纂事業に従事するアーキビストであるが、業務の傍ら清末民初蘇州史の研究を独自に進めており、代表的論考に、夏氷「論辛亥蘇州光復在全国的

位」（『檔案与建設』一〇〇一年第九期）、馮筱才・夏氷「民初江南慈善組織的新變化——蘇城隱貧會研究」（『史學月刊』一〇〇三年第一期）、夏氷「儒医世家話曹氏」（『蘇州名門望族』廣陵書社、一〇〇六年）などがある。本稿も夏氏が今まで進めてきた清末民初蘇州史研究の一環であり、清末民初の予備立憲や地方自治の推進、政党政治の誕生といった政治変動が蘇州社会にもたらした影響について、筆者が「民紳」と呼ぶ下層紳士層の社会関係を極めて精緻に復元することによって分析するという独特の手法が示されている。民紳層が有する「純粹に科挙出身の紳士であった従来の世代とは異なるばかりでなく、完全に新式教育を受けた次世代とも区別される、中國と西洋の特質を兼ね備えた階層」という特質は、かかる手法の有効性を高めている。訳者も清末民初の地方エリートが有するハイブリッドな性格に着目してきたので、夏氷氏の着想に賛同するところが多い。

民紳層の社会関係の復元には実に多彩な史料が駆使されている。蘇州商会檔案をはじめとする各種檔案や地方新聞といった中国近現代史において広く利用されている史料が充分に利用されているばかりでなく、夏氏本人が精力的に蒐集した種々の民間所蔵史料や口述資料も活用

されている。これは在地の研究者であるからこそなし得た貴重な成果である。これらの民間所蔵史料や口述資料

は、同盟会・国民党蘇支部に結集した民紳の一覧を作成し、様々な手がかりを元に「蔓をたぐつて瓜を得る」という方法によつて関係者を割り出し、一軒ずつ足で稼いだものである。関係者を探し出すことによつて族譜や回想録の稿本が閲覧できたであろうことは容易に想像がつくが、ある民紳の奠礼簿に記された香典の記録からその社会関係を復元するという方法は史料の有する特徴を生かした大変興味深いものである。本稿では一部が利用されたにすぎず、かかる史料を中心にはじめて社会関係を具体的に分析するという手法もあり得よう。なお、夏永氏による民間所蔵史料の収集の詳細については、前掲『太湖流域社会の歴史学的研究』三二七—三三一頁に本人の手による紹介があるので参考されたい。

逸話であるが、夏氏は、蘇州市政協文史委員会における業務の一環として多くの古老を訪問し、近現代蘇州史に関する口述資料の収集を進めている。インフォーマントやその関係者が多く存命の状況にあつて、具体的な利害関係や倫理上の問題から直ちに公開されることはないものの、これらの問題が克服できる時期を待つて慎重に

公開することを検討しているという。口述資料を活用した今後の研究成果にも注目したい。

以上、アーキビストとしての経験や視点が生かされた本稿の特徴について簡単に紹介したが、最後に一点指摘しておきたい。本稿が分析対象とする民紳層を含む地方エリート層と地域社会に関する研究は現在まで厚い蓄積がある。日本の研究においては官民の媒介者としての郷紳の存在が夙に着目されており、欧米においても、地方エリートが文化資本やネットワーク、仲介や仲裁など様々な戦略を通して地域社会に支配を及ぼす類型の解明を目指した研究がある。蘇州という地域に対象を絞つても、蘇州商会を中心とする商紳層や新式社団の実証研究を一貫して進めてきた朱英と馬敏の両氏による仕事が想起されよう。かかる研究蓄積の中に夏氏による民紳層の実態分析はどのように位置づけられるのか、そこからどのような展望が開けてくるのかなどを明示されていないのが残念である。この点については今後の研究において消化されることを期待したい。

前言

光緒二二年（一九〇五）旧暦六月二〇日の盛夏、江蘇学政唐景崇は蘇州において生員採用試験を実施した。試験の政治の部は「英國の倫敦では上下両議院を設置しており、上院は爵紳が政治を議するところであり、下院は民紳が政治を議するところである。下院の権力は上院よりも強大であるという説」⁽¹⁾といふ設問であった。これは蘇州の歴史上最後の生員採用試験であり、受験生がこの設問に對してどのように解答したのかを筆者は明らかにしないが、ここからは、清末政治に對する英國の立憲思想の影響を十分に看取できよう。鄭觀応はかつて次のように歐州の両院制について描写した。「西欧列国は上下両院を設けていて、上院議員は国王の親族や勲功のある姻戚及び大官がその任に当たり、君主に近い者である。

下院議員は紳士や耆老、商人など才能や人望に優れた者が充當し、民に近い者である」と。陳熾も同様に「西欧列国の議会制度は英國が最も優れている。上院は国家が封爵して任命した官によつて構成されている。下院は民間の公举する紳士によつて構成されている。如何なる國事も、下院における議論を経て上院で審査し、かかる後に君主が実施するのである」と述べている。⁽³⁾光緒二二年

（一九〇六）、袁世凱は予備立憲実施に關する上奏文の中で、「中央の五品以上の官が政務に參與する際には上議院を基礎とし、各州県において名望を集め紳士や商人が參與する際には下議院を基礎とするべきです」と更に進んだ建議を行つてゐる。⁽⁴⁾

本稿が分析対象とする「民紳」は、上述した両院制の下院における「民間の公挙する紳士」の範疇に屬し、高い科挙資格や官職、或いは強い後ろ盾を擁する上層紳士とは一線を画している。本稿では、「民紳」の概念を、生員や貢生、舉人程度の科挙資格保有者であること、官職では知縣や主事或いはそれ以下の官職の經驗者であることに加えて、社会關係や財力の点においても卓越した力量を有しておらず、相対的にみて一般的な民意を代表できた中下層の紳士層であると定義して論述を進める。

彼らの大多数は、純粹に科挙出身の紳士であつた従来の世代とは異なるばかりでなく、完全に新式教育を受けた次世代とも區別される、中國と西洋の特質を兼ね備えた階層である。

張仲礼をはじめとする紳士研究は主に一九世紀或いは晚清を対象としており、清末民初期については十分に分析しているとは言い難い。張氏は中國の紳士層を「上層

紳士」と「下層紳士」の二層に分類し、前者を官吏や進士、挙人、貢生を含むものと、後者は各種の生員を含むものとしている。⁽⁵⁾科挙資格や官職などの表面的な記号のみに即した分類はあまりにも単純化しすぎており、紳士層の階層性に対する区分は多面的に考察をすすめなければならない。なぜならば、紳士層自体の発展は動態的で複雑であるからである。本稿では、蘇州紳士層を区分する際に、科挙資格や官職に加えて出身家族や社会関係、財産、権勢、地位などの具体的諸要素を総合的に考慮にいれる。

以下、清末民初の蘇州における地方自治選挙の分析を通して、具体的な地域に即して民紳層の実態を掲示する。その上で、第一回衆議院選挙や工巡捐局改組問題、県知事駆逐運動などの分析を組み合わせることによつて、民紳層と、基層民衆や上層紳士、地方官との間の協力や衝突などの諸関係を解明し、近代蘇州地方における権力構造の変化を分析する。

（一九〇八）末に清朝が『城鎮鄉地方自治章程』と『城鎮鄉地方自治選挙章程』を頒布したのを受け、翌年蘇州府の長洲県、元和県、吳県の三県では自治区の設定や戸口調査、選挙権の確認、選挙民の登記・造冊などが開始された。宣統二年（一九一〇）、長元吳三県城自治公所が正式に成立し、議事会と董事會とが設置された。議事會では正・副議長がそれぞれ一名、議員五六名が、董事會では總董一名、董事三名、名譽董事一二名が選出された。⁽⁷⁾同時に、各鄉鎮の議事会と董事會も陸續と成立了。

一 地方自治選挙からみる一地域における民紳層

清末における予備立憲や地方自治の推進において、蘇州は先進の氣風を有した地域の一つである。光緒三四年

表1 宣統2年長元吳三県城闇門外において選挙人により選出された乙級議員一覧

| 姓 名 | 字・号 | 科挙資格 | 職業・肩書 | 社会関係 |
|---------|-----|------|-------|----------------------------------|
| 韓慶瀾(寶英) | 九蘭 | 附貢生 | 五品銜 | 子韓兆魁が挙人 ⁽⁹⁾ , 韓雲駿が拔貢生 |
| 夏康保 | 申之 | 附貢生 | 団董 | 子夏彭年が挙人 |
| 顧世煥 | 陶孫 | 附貢生 | 塾師 | 義兄朱祖翼が挙人 ⁽¹⁰⁾ |
| 沈鳳翹 | 宇伯 | 優附生 | 塾師 | 県学の同学韓兆魁が挙人 |
| 張紹懋 | 輔之 | | 塾師 | 挙人張炳翔の合夥人(共同経営者) ⁽¹¹⁾ |
| 潘人瑞 | 月槎 | 附生 | 団董 | 隣人で県学の同学馮兆昌が挙人 ⁽¹²⁾ |

出典:『宣統元年蘇城甲乙級選挙人名冊』木刻本,上海図書館蔵。『長洲県選挙人名冊』宣統元年,南京図書館蔵。

『呉県選挙人名冊』宣統元年木刻本,蘇州博物館資料部蔵。『蘇州府長元吳三邑諸生譜』錢國祥輯,光緒32年(1906)木刻本,蘇州市檔案館蔵。

通りである。

表1から明らかにすることは、選出された議員の大多数は生員資格を有する紳士であり、地域社会にあっては主に団董や塾師の任についた点である。社会關係について言えば、親族や友人に挙人資格を有する者がいたという特徴がある。

清朝は明朝の制度を踏襲し、県の下に郷を、郷の下に団を設置し、団毎に団董を推挙し、全団の事務を管理させた。団董は、名目上は郷民が推挙するものとされていたが、実際は紳士から選任されてい

た。しかしながら、団董が有した当該団の住民における名望も過小評価することはできない。なぜならば、民間におけるあらゆる不動産売買や抵当貸などは団董などが捺印して証明をすることによってやく発効したからである。団董は成約額に応じて一定の手数料を受け取ることができた。夏康保を例とすれば、彼が団董の任にあった期間に、所在地域内の商店の共同経営者が契約を結ぶ際の人をしばしば務めている。⁽¹³⁾また、蘇州の猪行業や腌臘業(塩漬け肉を扱う業種)の関係者によつて同業代表に推挙され、蘇州商務総会に参加した。⁽¹⁴⁾彼自身はこの両業種において投資や経営を行つてはいなかつたにもかかわらず同業代表を務めた理由は、この二業種の商店の大多数が夏康保の管轄地区に集中していたこと、同業内に代表を務めることができることによる一定の名望を備えた適切な人物がないなかつたことが挙げられる。また、当時彼の管轄区域においては花茶の原料となる草花類が豊富に生産されていたので、政府はかつて夏康保を查察董事に任命し、生産者への花捐徵収に派遣したことがあつた。したがつて、日常生活において団董と基層民衆の利益は密接に相関しており、彼が順当に議員に選出されたのは、情理に適つてゐるのである。

塾師は地域社会における文化や知識の代弁者・啓蒙者であり、多くの門下生を有していた。高弟が頭角を現すにしたがい、塾師の社会的影響力も日増しに増大したので、議員に選出されるのに有利な条件を備えていた。顧世橫を例に取れば、彼の門下生には孫宗鑾、張紹懋、夏儒保、高斌元など⁽¹⁵⁾がいた。孫宗鑾は後に長期間にわたつて小学校校長を務めた人物である。張紹懋は若い頃上海において中学教員を務めたクリスチヤンで、同盟会員でもあった。蘇州に帰郷した後学塾を開設し、恩師顧世橫とともに城議事会議員に選出された。⁽¹⁶⁾ 夏儒保は団董夏康保の弟であることに加えて、顧世橫と夏康保とは隣人の間柄であった。高斌元（蔚章）⁽¹⁷⁾は挙人高人俊の甥であり、後に中学や小学の教員を務めた。

議員に選出される要因として社会関係は極めて重要であつた。韓慶瀾は生員資格を有するのみであつたが、二人の息子が科挙試験の成功者であつた。韓兆魁は光緒二年（一八九七）の江南鄉試において挙人に及第し、光緒三四年（一九〇八）に日本法政大学専門部法律科を卒業した。⁽¹⁸⁾ 湖北試用知県を経て、宣統二年（一九一〇）に度支部財務処総務科科員と陸軍部編訳局差事に任命されている。⁽¹⁹⁾ 韓雲駿は光緒二十三年丁酉科における拔貢生で

あり、官職は陸軍部承政司典章科科長に至つた。⁽²⁰⁾ 韓兄弟が共に比較的高い社会的地位を有するに至つたことが、蘇州において韓慶瀾が大いに声望を享受した背景である。宣統元年（一九〇九）地方自治選挙の準備段階における戸口調査において、韓慶瀾は官紳によつて閩胥路路長に推举された。翌年、議員に選出されて間もなく、議長潘祖謙が辞職したため、副議長吳本善が議長に繰り上がり、韓は副議長に補選された。⁽²¹⁾ 次に夏康保の例をみてみよう。夏の長男夏彭年は蘇州府学附生であり、また江蘇高等学堂本科の卒業生でもあつた。後に前例にならつて挙人の肩書きが与えられ、中書科中書を務めた。また、顧世横の妻の兄である朱祖翼は光緒二九年（一九〇三）江南鄉試の挙人である。⁽²²⁾ 張紹懋の祖父張鏡（蓉亭）は挙人張炳翔の恩師であつた。⁽²³⁾ 沈鳳翹は韓兆魁と長洲県学における同窓であり、張紹懋の恩師でもあつた。⁽²⁴⁾ 以上のように、議員の親族や友人の中には少なくとも一名の挙人が含まれていたのである。

以上、長元吳三県城議事会議員のうち閩門外地区選出の乙級議員が有した社会関係について簡単に整理した。しかしながら、乙級議員の定員は畢竟限定されていたので、乙級議員に当選しなかつた当該地区的紳士について

は他組織の事例に即して分析を加えよう。

長元吳三県城自治公所が成立した翌月、韓慶瀾や沈鳳翻らが発起人となつて蘇州閨門外渡僧橋四隅市民公社を設立し、併せて公社職員の選挙を実施した。⁽²⁷⁾ 地方自治制との密接な関連のもと叢生した市民公社は、主に衛生や路政、治安といった公益事業を管轄した団体である。渡僧橋四隅市民公社には幹事処や評議処などが設けられ、これらは城自治公所が董事會と議事會とを設置したことと類似した意味を有していた。幹事処には公社に関する一切の事柄を主催する正幹事一名と、それを助ける副幹事二名が設けられた。評議処には公社に関する一切の事柄を評議する評議員一六名が設けられた。この他、公社には会計員、査帳員、書記員、庶務員などの職員がいた。正・副幹事と評議員は公社社員全体から投票によつて公選され、その他の職員は正・副幹事と評議員が推举したことを受け加えておきたい。⁽²⁸⁾

表2からは、渡僧橋四隅市民公社の主要職員の多くが生員資格を有していたこと、そのうち、韓慶瀾、沈鳳翻、張紹懋の三人が城議事會乙級議員であつたこと、二名の職員が城議事會乙級議員との間に親類や友人などの縁故關係を有していたことが看取できよう。例えば、蔡廷恩

表2 宣統2年における渡僧橋四隅市民公社主要職員一覧表

| 姓名(字号) | 科挙資格・学歴 | 職業・肩書等 | 公社職務 | 社会関係 |
|-------------------------|--------------|------------------|---------|---------------|
| 韓慶瀾 | 附貢生 | 五品銜、城副議長 | 正幹事 | 蔡廷恩と姻戚関係 |
| 蘇紹炳(稼秋) ⁽²⁹⁾ | 歲貢生 | 試用就職訓導 霞漳会館董事 | 副幹事 | 曾鑄と姻戚関係 |
| 沈鳳翻 | 優附生 | 塾師、城議員 | 副幹事 | 表1参照 |
| 張紹懋 | | 塾師、城議員 | 評議員 | 表1参照 |
| 蔡康(晋伯) | 附生 | 商務總會会員 | 評議員兼書記員 | |
| 蔡廷恩(柏侯) | 監生 | 商務總會議董 | 評議員 | 子蔡俊鏞が挙人 |
| 徐経鏞(浩然) | 江蘇法政講習所卒業 | 浙江補用県丞 | 評議員 | |
| 孫伝驛(企道) ⁽³⁰⁾ | 附生、江蘇法政講習所卒業 | 蘇屬地方自治籌辦處法制科編纂員 | 書記員 | 甥の孫宗鑑が顧世橫の門下生 |

出典：『渡僧橋四隅市民公社第1届報告冊（1911年）』蘇州市檔案館蔵（I-410-1277）。

表3 1912年における山塘市民公社主要職員一覧表

| 姓名(字号) | 功名 | 職業・肩書等の経歴 | 公社職務 | 社会関係 |
|-------------------------|-----|------------------------|------|-------------------------|
| 夏康保 | 附貢生 | 団董 | 正社長 | 息子に夏彭年 |
| 蔡廷恩(柏侯) | 監生 | 商会駐在辦事董事 | 副社長 | 息子に蔡俊鏞 |
| 鮑福年(和清) | | 市議員、救火会評議員 | 副社長 | |
| 顧賢麟(綏章) | | 永善堂董事 | 名誉社董 | 婿に陶恩富 |
| 陳祖述(季泉) | | 清節堂董事 | 名誉社董 | 岳父に潘人瑞 |
| 潘人瑞 | 附生 | 団董、市議員 | 評議員 | 隣人で県学の同学に 馮兆昌 |
| 程福敏(文卿) | | 医師 | 評議員 | 沈鳳翻の息子の恩師 |
| 程鑾(仰蘇) ⁽³⁶⁾ | 歲貢生 | 中学教員 | 評議員 | 門下生に韓雲駿、蔡 俊鏞 |
| 沈鳳翻 | 優附生 | 教員 | 評議員 | 学生に張紹懋 |
| 張紹懋 | | 教員 | 評議員 | 恩師に沈鳳翻 |
| 馮兆昌(也安) | 舉人 | 女子師範教員 | 評議員 | 同僚に徐国俊 |
| 徐国俊(子英) | 廩生 | 女子師範教員 | 評議員 | 同僚に馮兆昌 |
| 祝淦(建侯) | 附生 | 教員 | 評議員 | |
| 夏夔球(若臣) ⁽³⁷⁾ | 優貢生 | 虎丘花捐董事 ⁽³⁸⁾ | 評議員 | |
| 陶恩富(艾生) | 監生 | 候選縣丞 | 評議員 | 兄陶恩章が舉人 ⁽³⁹⁾ |

出典：『山塘市民公社第一屆職員姓名錄』1912年、蘇州市檔案館藏（I-410-1278-004）。

の長男蔡俊鏞は光緒甲午科（一八九四）江南鄉試において舉人に及第した。⁽³¹⁾ 蔡俊鏞の最初の夫人は楊譜芸の姪であり、韓慶瀾の娘が楊譜芸の次男楊緒に嫁いだので、韓慶瀾と蔡廷恩は姻戚関係にあつた。⁽³²⁾ また、孫伝驛の甥孫宗鑾は顧世熷の門生であつたので、孫伝驛と顧世熷とには代々の交際があつたと指摘できる。⁽³³⁾ 顧世熷とには代々の交際があつたと指摘できる。⁽³³⁾ 顧世熷とには代々の交際があつたと指摘できる。

実のところ、韓慶瀾と顧世熷との間にも一定の関係が存在していた。韓慶瀾の子韓雲駿の恩師金許勲は、顧世熷の同學であるばかりでなく、顧世熷の親戚でもあつた。⁽³⁴⁾ 顧世熷の長男顧薇仙が娶ったのは金許勲の娘金靜珍である。⁽³⁵⁾

閨門外において渡僧橋四隅に隣接した山塘地区では、渡僧橋四隅市民公社が成立した二年後に、夏康保や蔡廷恩らの主導のもと山塘市民公社が成立しており、この背景には主導者が有していた社会関係が大いに作用していったことが推測されよう。

表3は、山塘市民公社の主要職員が科挙資

格有する紳士が依然として多数を占めること、その内の四名（夏康保、潘人瑞、沈鳳翹、張紹懋）⁽⁴⁰⁾が上述した城議事会乙級議員であることを示している。

次に、上述以外の城議事会乙級議員の社会関係を列挙しよう。潘人瑞は陳祖述の岳父であるばかりでなく、馮兆昌と県学の同窓という関係を有していた。⁽⁴¹⁾馮兆昌は徐国俊の同僚であるとともに、顧世煥の姻弟（兄弟姉妹の配偶者の兄弟で自分より年少の者）⁽⁴²⁾でもあった。陶恩富

は顧賢麟の娘婿であり、陶恩富の実兄陶恩章は顧賢麟の父顧鏞の教え子であった。⁽⁴³⁾また、陶恩富の堂妹（父方のいとこで自分より年下の女子）陶乃真は後に陳祖述の息子の嫁となつた。⁽⁴⁴⁾程福敏は沈鳳翹の隣家であり、同時に沈鳳翹の息子沈紀常の恩師でもあつた。⁽⁴⁵⁾程鑾は韓慶瀾の息子韓兆魁と韓雲駿、蔡廷恩の長男蔡俊鏞の恩師であり、蔡廷恩の次男蔡俊榮の岳父でもあつた。⁽⁴⁶⁾

以上、閨門外における二市民公社の主要職員間に張り巡らされた様々な関係の解明を通じて、具体的な地域における民紳層の実態を浮かび上がらせた。この階層は複雑で移ろいやすい様々な人間関係が織りなされて形成されたものである。交錯した関係は、一族間にある「族誼」や婚姻関係を通じて形成された「姻誼」「戚誼」、同

時に就学したか、同年に科举試験に合格した者の中に形成された「学誼」や「年誼」、同僚官僚の間の「寅誼」、同鄉人に対する「郷誼」、代々の交際や師弟関係、友人関係にあるよしみなど多岐にわたつた。関係がより錯綜して複雑になればなるほど、これらの人間関係を通して形成された民紳層はより一致した利害関係に近づいたのである。

二 蘇州の民紳層と第一回衆議院選挙

一九一二年、中国では衆議院議員選挙が行われた。衆議院議員選挙は初選と復選の二段階に分けられ、初選は県を選挙区とし、復選の選挙区は幾つかの初選区で構成されていた。選挙は先ず初選区内において議員定員に基づいて初選当選人若干名を選出し、初選当選人が復選区内に集合して投票を行い、衆議院議員を選出した。

衆議院議員選挙に対応するため、各地では様々な政党組織が陸續と成立し、党员の増加に力を入れて選挙能力の増強を期した。一九一二年初頭、同盟会蘇支部が蘇州において成立した。七月二一日、同盟会蘇支部は蘇州海紅坊巷の法政学堂において会員大会を召集し、陳陶遺と孫潤宇をそれぞれ正・副会長に選出した。陳陶遺は繁忙

な党務のために各地を奔走していたので、蘇支部における

事務の大半は孫潤宇の執行に委ねられていたと考えてよい。⁽⁴⁷⁾ 孫潤宇の主宰のもと蘇支部の勢力は日増しに拡大

し、所属の分部や事務所が漸次成立した。九月二三日、⁽⁴⁸⁾

同盟会蘇支部は閨門外永善堂において城外事務所を成立了させた。⁽⁴⁹⁾ 一〇月、会員江鏡と朱煌は胥門外の横涇鎮において国民党蘇支部分事務所を組織して、該鎮や周辺農村の支持者に対して入党の便をはかり、城鄉の隔たりを解消せんとしたため、入党者数が跳ね上がったという。⁽⁵⁰⁾

同年一〇月一三日、同盟会全体大会が滄浪亭を借りて開催され、正・副部長及び評議員の選出に加えて、統一共和党と合併して国民党と改称することが決定された。⁽⁵¹⁾

六七一人もの多きにのぼつた全体大会の参会者は党勢の絶頂期を示している。⁽⁵²⁾ 同月二七日、国民党蘇支部の各分部が滄浪亭の党事務所において実施した聯合会選挙には四〇人余りが列席し、各分部に初選監督選挙事務所を、蘇支部に復選区事務所を設けることを決議した。

一九一三年二月、国民党蘇支部城外分事務所において大会が開催され、蔡俊鏞が所長に、顧賢麟と夏康保が副所長に選出された。⁽⁵³⁾ 二月二六日、国民党蘇支部所属吳県分部が成立し、蔣林熙が部長に、蔡俊鏞と俞武功が副部

長に当選した。⁽⁵⁴⁾

表4は、国民党蘇支部に所属した二六名の蘇州籍職員の一九一三年前後における状況を纏めたものである。これからは次の諸点を指摘できよう。

①二一名が科挙資格を有し、そのうち最も高い資格が舉人であり、貢生がこれに次ぎ、生員が最多数を占めた。⁽⁵⁵⁾ 彼らの官職は、比較的高位にあつた蔣林熙を除けば、皆知県や主事以下であつた。家庭環境についてみてみると、甲級議員呉本善が湖南巡撫呉大澂の嫡子であつた以外は、圧倒的に卓越した後ろ盾となる家族や家産を有した者はいない。⁽⁵⁶⁾ したがつて、表4に登場する人物の大多数は中・下層紳士、すなわち本稿で定義する民紳であつたといえよう。

②彼らの内、少なくとも九人が新式教育を受けており、その内容は法政と師範が大多数であった。少なく見積もつても九人が律師または教員を務め、六人が南菁書院に在籍歴を有した。また、少なくとも六人が日本留学経験や、使節として日本に駐在したか、そうでなければ考察に赴いた経験を有していた。これらは清末民初の社会潮流を密接に反映したものである。

③最も注目すべきが、表4の人物のうち六人が山塘市

表4 1912年～1913年国民党蘇支部所属蘇州籍職員一覧

| 姓名 | 字・号 | 科挙資格 | 教育歴 | 職業・肩書等の経歴 ⁽⁵⁵⁾ | 党内職務 | 社会関係 |
|-----------------------------|-----|-------|-------------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 孫潤宇 (潤家) ⁽⁵⁶⁾ | 子涵 | 法政科挙人 | 日本法政大学卒業 | 陸軍部科員 ⁽⁵⁷⁾ , 律師, 衆議院議員 | 蘇支部副部長 | 同学に韓兆魁, 同僚に韓雲駿 |
| 沈復 | 次頤 | 法政科挙人 | 日本法政大学法学士 | 法部七品小京官, 律師 | 蘇支部兼吳県分部評議部長 | 学兄に韓兆魁, 孫潤宇 |
| 韓雲駿 | 萃青 | 拔貢生 | 学古堂, 南菁書院修業 | 陸軍部科長 | 蘇支部兼吳県分部評議員 | 兄に韓兆魁, 同学兼姻戚に蔡俊鏞 |
| 王肇釗 | 壽卿 | 附生 | 学古堂修業 | | 同上 | 同学に韓雲駿 |
| 馮兆昌 | 也安 | 挙人 | 南菁書院修業 | 安徽知県, 女子師範教員 | 蘇支部兼吳県分部評議員 | 同年に蔡俊鏞 |
| 潘人瑞 | 月槎 | 附生 | | 団董, 城議事会議員 | 蘇支部評議員 | 同学に馮兆昌 |
| 吳本善 | 訥士 | 附生 | | 城議事会議員 | 蘇支部兼吳県分部評議員 | 吳大澂の嫡子, 同学に方炳勳 |
| 孫潤瑾 | 仲瑜 | | 上海高等実業学堂卒業 | 英文教員 | 同上 | 兄に孫潤宇 |
| 張紹懋 | 輔之 | | | 教員, 城議事会議員 | 蘇支部交際科幹事 | 老師に沈鳳翽 |
| 陶壽昌 | 子渝 | 附生 | 師範伝習所卒業 | 城議事会議員, 小學校長 | 蘇支部交際科幹事兼吳県分部評議員 | 陶恩章の同族 |
| 端木礼彬 | 卓銘 | 佾生 | | | 蘇支部交際科幹事 | 義兄に韓雲駿 |
| 陶恩章 | 簪杏 | 挙人 | 南菁書院修業 | 法部主事 | 蘇支部交際科幹事兼吳県分部評議員 | 顧賢麟の父顧鏞の学生 |
| 沈鳳翽 | 宇伯 | 優附生 | | 塾師, 城議事会議員 | 蘇支部交際科幹事 | 学生に張紹懋 |
| 周冕 | | 附生 | | 廣東知県 | 蘇支部交際科幹事兼吳県分部評議員 | 同学に蔣林熙 |
| 蔡俊鏞 (晋鏞) | 雲笙 | 挙人 | 南菁書院修業 | 中學校長, 河南知県, かつて教育考察のため日本に赴く | 蘇支部政事科幹事兼吳県分部副部長, 閻門外事務所正所長 | 義兄に孫潤宇, 同学兼姻戚に韓雲駿 |
| 吳曾源 ⁽⁵⁸⁾ | 伯淵 | 挙人 | 南菁書院修業 | 内閣中書 | 蘇支部政事科幹事 | 同年に韓兆魁 |
| 朱惠元 | 迪生 | 廩生 | 江蘇法政講習所修業 | 教員, 城議事会議員 | 蘇支部文事科幹事兼吳県分部評議員 | 姻戚に王肇釗 |

| | | | | | | |
|---------------------|----|-----|-------------|------------------------|-----------|--------|
| 蔣林熙 ⁽⁵⁹⁾ | 免班 | 舉人 | | 日本に赴いた出使の隨員、河南巡警道、県副議長 | 吳県分部正部長 | 同学に俞武功 |
| 俞武功 | 夢池 | 增生 | 学古堂、南菁書院修業 | 小学堂堂長、区董、県議會議員 | 吳県分部副部長 | 同学に蔣林熙 |
| 金曾炘(天民) | 秉之 | 優附生 | 日本法政大学卒業 | 律師、城議事会議員 | 吳県分部評議員 | |
| 方炳勳 | 雅南 | 廩生 | 江蘇官立法政学堂卒業 | 師範学堂教習、城議事会議員、市董事 | 同上 | 同学に呉本善 |
| 龔鼎 | 賡禹 | 附生 | 日本弘文学院師範科卒業 | 教員、城議事会議員 | 同上 | |
| 夏康保 | 申之 | 附貢生 | | 図董、城議事会議員 | 閻門外事務所副所長 | 子に夏彭年 |
| 顧賢麟 | 綏章 | | | 永善堂董事 | 同上 | 娘婿に陶恩富 |
| 江鏡 | 明远 | | 江蘇師範学堂卒業 | 小学教員 | 橫涇鎮事務所發起人 | 同僚に朱鋆 |
| 朱鋆 | 冠魚 | 附生 | | 小学教員 | 橫涇鎮事務所發起人 | 同僚に江鏡 |

出典：「民国初年之国民党史料」羅家倫主編『革命文献』41輯，台北，中央文物供應社，1967年，92-93頁。『江蘇新聞』1912年9～10月，蘇州大學圖書館藏。『留学日本法政大学同学錄』1917年，上海圖書館古籍部藏。『江蘇自治公報類編』（近代中國史料叢刊3編）第53輯，144-145頁。『蘇州府長元吳三邑諸生譜』。民国『呉縣志』卷15「選舉表7」，卷17「選舉表9」。『申報』1913年3月2日「国民党連翩開會」，1913年3月4日「国民党選舉紀」。

民公社の元職員であり、加えて彼らと親密な関係にあつた者が六人含まれているという事実である。前者は、馮兆昌、潘人瑞、張紹懋、沈鳳翹、夏康保、顧賢麟の六人であり、後者はそれぞれ、蔡廷恩の長男蔡俊鏞、蔡俊鏞の同級生であり姻戚関係にもあつた韓雲駿、蔡俊鏞の義兄である孫潤宇と孫潤瑾⁽⁶³⁾、韓雲駿の妹婿端木礼彬⁽⁶⁴⁾、陶恩富の兄陶恩章である。

実のところ、第一期山塘市民公社は一九一二年五月に成立後、八月に解散しており、わずか三ヶ月の歴史を有するに過ぎない。⁽⁶⁵⁾山塘市民公社解散後間もなく、同盟会蘇支部は閻門外永善堂に城外事務所を設置した。百人あまりの参会者を集めた九月二三日午後の大成立大会では、先ず臨時主席韓雲駿が開会の状況を報告し、続いて孫潤宇が国民党本部交際員の資格で演説を行い、最後に夏康保と蔡俊鏞を正・副所長に推举した。⁽⁶⁶⁾わずか一ヶ月を隔てて、夏康保は山塘市民公社社長から同盟会蘇支部城外事務所所長

に変わつたのである。また、山塘市民公社副社長蔡廷恩の長男蔡俊鏞が同盟会蘇支部城外事務所副所長に就任し、渡僧橋四隅市民公社正幹事韓慶瀾の子息韓雲駿も積極的に参与している。韓雲駿の兄韓兆魁と孫潤宇は日本法政大学専門部法律科を同年に卒業した同学であり、孫潤宇は帰国後陸軍部において奉職し、陸軍部科長韓雲駿の同僚となつた。⁽⁶⁷⁾ 韓雲駿と蔡俊鏞は程鑣の門下生であると同時に姻戚関係にあり、後に孫潤宇の妹が蔡俊鏞に嫁いでいる。蔡俊鏞は清末、河南西華県代理知県に就任した際、河南巡警道蔣林熙も同時に任官しており、両者は同郷の同僚という極めて親しい間柄であつた。加えて、宣統元年に蔣林熙が試署河南巡警道に任官していた際、日本法政大学において孫潤宇と韓兆魁のクラスメートであつた陳官桃が蔣林熙の部下として科長職にあつた。⁽⁶⁸⁾ 蔣林熙と俞武功は光緒一六年に呉県県学に合格した同学である。⁽⁶⁹⁾ 爰は横涇鎮浦莊の人であり、当地の区董と浦莊小学堂堂長を務め、横涇鎮一帯において多大な影響力を誇つた。⁽⁷⁰⁾

孫潤宇は、当時国民党本部特派員として閩門外、横涇鎮及びその周辺地域の民紳層を通して党員の増加に精力的に取り組み、同盟会（国民党）の基層勢力を不斷に増強することによつて、衆議院選舉において堅固な在地基盤

を固めた。孫潤宇の手腕や功績に対しても陳陶遺は、同盟会の蘇支部が「今日多士濟々を誇つてゐるのは、全て孫子涵君の能力によるのである」と高い賞賛の言葉を述べている。⁽⁷¹⁾

国民党蘇支部が依拠した閩門外と横涇鎮の民紳層は、少なくとも呉県において決定的な影響力を發揮したことを見事に証明している。例えば、江蘇第二復選区内における衆議院議員選挙において、呉県からは国民党員の孫潤宇一人のみが順当に議員に選出されている。これ以外に、第一期江蘇省議員選挙において、国民党員蔡俊鏞、俞武功、馮兆昌は候補省議員に選出されたという事実もある。⁽⁷²⁾ 民初衆議院議員選挙及び省議員選挙の実態からは、孫潤宇、蔡俊鏞、俞武功、馮兆昌ら蘇州民紳の代表が自らの社会関係という資源の優勢を利用して、地域の限界を突破して自身の地位を高めんと努力していくことを看取できる。他方、多数の蘇州民紳も自らの代表の地位が上昇することによって、地域により多くの権益をもたらすことができるることを望んだのである。

清末、長元呉三県城議事会や渡僧橋四隅市民公社等の地方自治組織が陸續と成立し、蘇州の民紳層はこれらを通じた立憲の理想の追求を積極的に実践した。民初、山

塘市民公社は同盟会蘇支部城外事務所へと発展したのは、民紳層が地域社会において民主的権利をより一層追求することを目的とした、時局に対応した措置であった。続いている、彼らは他地域の民紳層と連携して更に強大な力量を有する国民党蘇支部を組織し、民紳層の力量に依拠することで衆議院議員選挙の勝利を得たのである。しかしながら、この賞賛すべき試みは不穏な政局に因つて歩みを止めてしまった。⁽⁷⁴⁾ 一九一三年一一月、袁世凱が国民党解散令を発したため、国民党蘇支部の職員は四散してしまつたからである。⁽⁷⁵⁾ 一九一四年二月、袁世凱は各級地方自治の停止を命じ、県議事会や参事会は活動を停止し、各市級公所も廃止された。以来、蘇州民紳層の活動は鳴りをひそめてしまい、政治情勢が激変した一九二〇年前後に至つて漸く再び活性化している。

三 蘇州の民紳層と一九二〇年代工巡捐局改組風潮

一九二〇年代、工巡捐局改組問題をめぐつて蘇州民紳層と大紳士層との対立が尖鋭化した。工巡捐局は清末の滬寧鉄道敷設に遡る。蘇州当局は駅から日本租界の城外開港場に鉄道を敷設するために馬路工程局を設置し、閻門、胥門、盤門の三城門外における大通りの建設・管理

事務を管轄させた。大通りの建設後、茶館捐、房捐、戯館捐、馬車捐、人力車捐、妓院捐等の雜捐が沿線の商戸から馬路工程局收捐處によつて徵收され、道路の補修費用に充当された。一九一二年以降、馬路工程局は撤廃され、道路建設や捐の徵收は警察庁の管理に帰した。一九一年第二期江蘇省議会常会において、蘇州籍議員の孔昭晉（康侯）、馮世德（心支）、宋銘勳（績成）、錢鼎（梓楚）、金樹芳（小彦）らの提議により、警察庁が徵收する各項の雜捐收入を地方に帰して市政に用いることが要求された。⁽⁷⁶⁾ 一九二〇年、省議会の議決を経て、当年度より該當する雜捐を地方の收支に編入する命令が省署によつて出され、併せて県地方行政會議を招集して管轄機關を組織し、運営方法を協議した上で、自ら実施することが呉県知事に命じられた。八月三日、呉県知事溫紹樸は蘇州籍の省議会議員、蘇州市公益事務所董事、各善堂董事等を招聘して県公署において協議し、上海などの方法を参酌して蘇州工巡捐局を組織した。併せて県当局により紳士七人が選抜されて該局董事に任命され、全局事務の管理と辦事細則の制定が委ねられた。九月一日、工巡捐局が正式に成立し、県知事溫紹樸は蔣炳章（季和）、孔昭晉、金樹芳、潘利穀（子義）、宋銘勳、馮世德、錢

鼎の七人を董事に任命した。⁽⁷⁷⁾

蘇州工巡捐局の成立が公布されるやいなや、県知事温馬路、胥門の三市民公社の責任者である蘇紹柄、張紹懋、徐經鏞、季厚柏（小松）などが連合職員大会の場を借りて討論を行つた結果、工巡捐局の合法性を否認する結論に一致して至り、即日省長に疑問を質す具申を行つた。九月二十四日、三市民公社職員は再び連合大会を開催し、一千人あまりの参加者を集めた会議では徐經鏞が主催者に推され、皆が前後して発言した。その内容は、当該地区の市民は工巡捐局の設置そのものに反対しているのではなく、温知事による工巡捐局の設置手続きの非合法性に反対していること、六万元の市政雑捐のうち、三所の沿線市民の納入額が五万元もの多きに及ぶにもかかわらず、工巡捐局董事の中に市民の利害を代弁する者がいないこと、開港場の商捐に深く関わっている総商会や三市民公社に対して事前の通達がなく公正とはいがたいことを主張するものであった。その後、かつて上海税務總公所所長を務めた韓雲駿が県知事に対して意見書を提出し、局の再組織を実施するか、或いは馬路工巡捐局を別

に設け、沿線市民の捐を用いて道路行政を専管させることを求めた。最後に、城外沿線地域の市民による各種の捐税納の暫時停止が議決された。⁽⁷⁸⁾

上述の事態の出現は県知事温紹権が全く予想だにせぬことであった。本来彼が七人の董事を任命したのは、蘇州社会において決定的な影響力を有する大紳士に迎合せんとしたからに他ならないが、そのことは一部の蘇州民紳層の利益をおろそかにし、彼らが地域社会において有した力量を低く見積もつていたことの裏返しでもあつたのである。

では、温紹権が任命した七人の董事の略歴をみてみよう。⁽⁷⁹⁾①蔣炳章は進士出身であり、翰林院編集や江蘇高等学堂監督、江蘇諮詢局副議長、江蘇教育總会副会長などの職を歴任し、当時は蘇州市公益事務所總董の任にあつた。②孔昭晉も進士出身であり、礼部主事や江蘇學務公所議長、吳縣議事會議長、吳縣教育款產經理處總董などの職を歴任した。⁽⁸⁰⁾當時第二期省議會議員であつた。③金樹芳は嘉慶年間の兵部尚書金士松の末裔であつた。⁽⁸¹⁾優廩生の資格を有し、司法部登録の律師や蘇州警察庁察員などを歴任した後、當時、第一期省議會議員の職にあつた。

④潘利穀は附貢生出身に過ぎなかつたが、狀元出身で軍

機大臣兼大学士まで登り詰めた潘世恩の曾孫であり、當時蘇常道尹公署主任を務めていた。⁽⁸²⁾⑤馮世德は榜眼馮桂芬の孫で、日本哲学館大学を卒業し、文科舉人に及第した。當時第二期省議会議員の職にあつた。⁽⁸³⁾⑥宋銘勳は甲級選挙人宋光鎔の甥で、江蘇師範学堂を卒業した後、呉県学務委員や呉県教育会副会長、蘇州救火聯合会副会長、法律師等を歴任し、當時第二期省議会議員であつた。⁽⁸⁴⁾⑦錢鼎は大地主としての実力を背景に呉県郭巷鄉董事を務めた。⁽⁸⁵⁾錢も當時は省議会議員の職にあつた。以上のように、進士出身の蔣炳章と孔昭晉は比較的高い官職の経験者であり、金樹芳、潘利穀、馮世徳は皆強い後ろ盾を有し、宋銘勳と錢鼎は豊富な家産を誇った。温紹樸が七人を籠絡せんとしたかぎの所在は彼らの略歴が端的に示している。

事件の経過に戻ろう。双方はそれぞれの人間関係を動員して度々矛を交えた。一〇月一〇日、城外沿線市民の代表である韓雲駿は蔣林熙や費樹蔚等、蘇州の二三人の紳士を閨門外の留園に招いた。⁽⁸⁶⁾その意図は彼らの正義を主張することにあつた。二三人の紳士は討論の後、連名で県公署に書簡を出し、省議会議員が捐収入を地方の主管に帰した功績を評価すると共に、次のような主張を展

開した。温知事による董事任命は手続き上適当ではなく、知らぬ間に捐総額の八割を納付している沿線市民が董事を選出する権利を剥奪するものであるので、工巡捐局の改組を行い、董事の選出を改めて行うことを県公署に要求すると。⁽⁸⁷⁾これらの紳士が主に城外住民の立場に依つていたことは明らかである。

江蘇省長王瑚は、「市民公社は法定団体ではなく、主張するところも有効であるとは認められない。にもかかわらず捐款を差し押さえている状況は極めて不当である」との旨を、温知事より商会及び諸紳士に伝えさせた。王は、工巡捐局において城内の紳士により構成される評議部を設置し、既設の局を城外に移転させさえすれば、この問題を解決できるものと考えていた。⁽⁸⁸⁾一九二一年五月、劉伝福（雅賓）、彭穀孫（子嘉）、潘盛年（經耜）、顧則范（選青）、宋光鎔（樾峰）、陳則民（惠農）等の蘇州紳士は王瑚に打電し、城外紳士の季厚柏らが内務部や省公署に打電して工巡捐局董事に反対したのは故意の攬乱行為であると主張した上で、攬乱者に対する叱責を省長に求めた。⁽⁸⁹⁾

王瑚に打電した蘇州紳士の経歴を簡単に纏める。①劉伝福は紳士出身であり、翰林院編集や福建福州府知府、

四川叙州府知府、長元吳三県城總董等の職を歴任した。⁽⁹⁰⁾ 王瑚とは師弟関係を有していた。⁽⁹¹⁾ ②彭穀孫は軍機大臣・武英殿大学士彭蘊章の孫であり、かつて奉天提法使を務めた。⁽⁹²⁾ ③潘盛年は、狀元出身で東閣大学士となつた陸潤庠と親戚関係にあり、かつて貴州思州、貴陽、銅仁三府の知府に任官した。⁽⁹³⁾ ④顧則范は進士顧文彬の曾孫であり、襄陽県県丞の経歴を有した。⁽⁹⁴⁾ ⑤宋光鎔は甲級選挙人の資格を有し、嘉定県学教諭を務めた。⁽⁹⁵⁾ ⑥陳則民は日本大学法学士であり、上海法律公会会長や護法国会衆議院議員を歴任した。以上を総括すると、省長王瑚や劉伝福などの上層紳士が蔣炳章等の現任董事やその支持層と一体であつたことを見て取れよう。

双方が対峙して譲らない状況のもと、韓雲駿と蘇州総商公會長龐延祚（天笙）、蘇紹柄は呉県教育公會長龔鼎、呉県農公會長陶惟抵及び呉県各市郷董事と連合して県知事温紹樑を彈劾する行動を探つた。⁽⁹⁶⁾ その一方で、総商公會や教育公會、農公會及び各市郷董事の連名で省長王瑚に上申し、県知事温による司法上の不正行為、警務の腐敗、教育行政の破壊、公會の権益の収奪、公款の横領、學款の流用といった種々の不法行為を列挙し、その解任と罪状調査を求めた。他方、総商公會や教育公會、農公會は中央政府

の職にあつた同郷の張一麿等に打電し、省長に対しても上から圧力を加えんとした。⁽⁹⁷⁾ ほどなく、総商公會などは俞武功を代表に推举して北京に赴かせ、張一麿等と連絡を取めた。⁽⁹⁸⁾ ③潘盛年は、狀元出身で東閣大学士となつた陸潤

俞武功は七月一日北京に到着した後、孫潤宇や蔡俊鏞、蔣林熙等と前後して面会し、張一麿とも会談を行つた。七月六日晚、俞は蘇州の韓雲駿に書簡を出し、衆人の意見を前もつて知らせるよう求めた。というのも、孫潤宇は、事がここに及んだからには広く周知させることで漸く効果があがるので、「三法團と各市郷が代表二、三人を選出して北京において働きかけ行い、同時に南京にも二、三人駐在されば、行政内部における誓願や國務總理との拌闘も行いやすくなる」と考えていたからである。

蔣林熙の考えは、工巡捐局問題では声を上げないわけにはいかず、「公民自らが表面に出て提訴すべきである。先の上申ように知事を入れ替えなくともよく、また温の離任のみを目標とする必要はない。いずれにしても、温は必ず離任せざるをえないからである」というものであった。蔡俊鏞は、孫、蔣両人の考えに賛同し、「内務省の批文にある『改組すべきや否や』という言葉を引き出すのに大変骨を折つた。しかも内務部次長が手ずから加

えたものである。にもかかわらず、どうして省公署の批文においては削除されて、逆に『行政であるや否や』という言葉を加えられているのであろうか。（省当局が）手段を弄してひそかに悪事を働いているからであり、具申者が改めて省公署に上申して疑問を質し、部批⁽⁹⁷⁾を抄録して彼らの欺瞞を暴くべきである」と述べている。

韓雲駿や俞武功が「縦」の関係を辿って張一鵬、孫潤宇、蔣林熙、蔡俊鏞ら在京の同郷人と連絡して「内部」において画策する一方で、龐延祚、蘇紹柄、徐經鏞、張紹懋らは教育会、農会、及び各市郷董事という「横」の連携を通して「対外的」に告発することによって、蘇州人が有する上下や内外の関係を最大に連動させたのである。一ヶ月後、省長王瑚は結局吳県知事溫紹樸と松江県知事郭曾基とを入れ替えることを余儀なくされた。⁽⁹⁸⁾

しかしながら、県知事溫紹樸が駆逐された後も工巡捐局改組問題は依然として懸案のまま未解決であつた。蔣炳章は局の董事長として局務を一手に握り、縁故者を任用したため、局務はゆるがせになり、腐敗が広がつてしまつた。一九二二年から一九二三年の間、龐延祚、徐經鏞らは、第三期省議会議員の潘承曜（斗南）、姚元桂（仲舫）、陳大啓（蒙宇）らとともにしばしば省当局に工

巡捐局改組を請求したが⁽⁹⁹⁾、なんら収穫は得られなかつた。一九二六年、工巡捐局捐務主任謝鋐が公款の使い込みによつて逃亡した事件が起ると蒋炳章は引責辞任するに至り、漸く事態の変化が現れた。県公署によつて双方が受け入れられる張一鵬が正董に、徐經鏞と方炳勳が副董に招聘され、工巡捐局の改組が漸く成立した。これに伴い、城内外両派の紳士間に起つた六年もの長きにわたる争いも終結をみたのである。⁽¹⁰⁰⁾

工巡捐局改組問題の鍵は結局人選問題にあつたといえよう。張一鵬の声望は公正明大としてかねてより著名であり、両派の均衡を保つことができたので正董に選出されたのである。徐經鏞が城外民紳の代弁者として副董に選ばれたことは明らかである。方炳勳は城内に居住していたものの、元国民党吳県分部評議員として韓雲駿と良好な関係にあつたので、方が副董に選ばれたのは韓雲駿の強力な推薦の結果であった⁽¹⁰¹⁾。工巡捐局の改組風潮において、城外の民紳が事実上優勢を占め、その利益を代表する董事の選出を実現したことは、清末民初における政治変動の中で民紳層が勢力を拡大する突破口の一つであつたと結論することができよう。

結論

外来の思想や文化の影響を受け、清末民初における中国の知識人は富国強兵への渴望を日増しに強めていった。かかる状況のもと、一部の有識者は科挙資格を獲得した後も決して停滞することなく、世界情勢に目を向け、理想を胸に満たしつつ中国の発展に適合した道を積極的に追求した。本稿で注目した蘇州民紳層の代表的人物の中にも類似した人物を見いだすことができる。彼らは、出身は平凡であったものの、自身の努力によつて科挙社会において才覚を現したばかりでなく、同時に外来思想の影響を受け、政治や法制、教育、文化などの諸方面から中国社会の旧態を改革せんと試みた。彼らの大多数が法政や師範を専攻し、卒業後には政治に参与したり、律師を務めたり、教育に従事したりしたのは、民主の追求や法治の唱道、科学の伝播、民衆の啓発などを趣旨としたからである。

民紳層は、同族関係、婚姻関係、親戚関係、同窓関係、同期の関係、同僚関係、同郷関係、代々の関係、友人関係など様々な人間関係が織りなされて形成されたものである。これらの複雑で移ろいやすい人間関係によつて形成された民紳層の利害は、清末民初の地方政治における

多くの局面において一致する趨勢にあつた。清末地方自治制の推進にしたがつて、彼らの地域社会における影響力は日増しに拡大し、とりわけ、民初の衆議院議員選挙において民紳層は党の力に依りつつ情勢に対応し、最終的には勝利を得たのである。一九一二年の衆議院議員選挙においては票の買収が横行したが、選挙の「主要な意義は、（権利の）奪取を目的としないことで、我が固有の廉恥を保つことにあるのである」と述べられているよう⁽¹⁰⁾に、民紳層は自分の手中にある票が更に多くの人間の利益を代弁するものであることを深く認識しており、人格と良心に照らして権利を売り渡す誘惑を拒絶した。正にかくの如きであつたからこそ、彼らは民意の代表者としての資格を有したのである。また、民紳層が上層紳士に比して強力な民意の基盤を備えていたのは、彼らの立場が基層社会と比較的接近しており、広範な基層民衆の利益を一定程度代表しえたからである。

民国初年、蘇州地方の上層紳士層は、権勢や地位、官や上層紳士層間の関係、豊富な家産などを背景に地方の主要な公共資源を事实上壟断した。加えて、地方官と結託して既得権益集団を構成したため、民紳層の反対を惹起し、両者の対立は日増しに尖鋭化していった。民紳層

が、様々な社会関係上における資源の優勢を活用し、地域性の限界を突破して自身の地位を「上」に向かつて高めることに努めたのは、「縦」の方向の突破といえよう。同時に、敢えて地方行政の不正行為を暴き、地方の既得権益集団と積極的に対抗することによつて、自身の階層や基層民衆のためにより多くの権益を獲得せんと期したことは、「横」の方向における突破と変化を示すものである。

蘇州民紳層の指導者たちは、民紳層や自治組織の力量を利用して地域社会における地位を占めるのに優れていながらでなく、状況に応じて他の地方の利益集団とわたりあうこともあつた。例えば、一九二一年一月に韓雲駿が第二期山塘市民公社を組織して社長の職に就いたのは、実のところ、曾樸や方還らの支持のもと、張一麿を第三期省議会に送り込むべく集票のために準備されたものであつた。⁽¹⁴⁾ 八月、張一麿が成功裏に議員に当選するや、⁽¹⁵⁾ 韓雲駿は速やかに市民公社社長の職を辞任している。⁽¹⁶⁾ 曾樸、方還、韓雲駿らが省議會議員選挙において全力で張一麿を支持した理由は、江蘇省において選挙の模範を打ち立てることに加えて、張一麿個人の声望を借りて、南通の張謇が息子張孝若を省議会に送り込み、息子のため

に議長職を買収しようとした陰謀を頓挫させようとしたからである。⁽¹⁷⁾

総括すれば、蘇州社会において、日増しに地位を高めていた民紳層と上層紳士との間にそれぞれの利益確保をめぐつて対立や衝突が尖鋭化・顕在化したことは、新旧が入り交じつた過渡期である清末民初の特徴を端的に示すものである。民紳層が、上層紳士に比して広範な民衆の利益を代表し、より広い支持を獲得することができたのと同時に、自身の人間関係網という資源が有する優勢を利用することで、地方政治における主導権を次第に掌握していく点に、清末民初の蘇州における政治変容の特徴が集約されている。

註

(1) 錢国祥輯『蘇州府長元吳三邑諸生譜』卷九、光緒三一年（一九〇六）木刻本、二三三頁。

(2) 夏東元編『鄭觀應集』上冊、上海、上海人民出版社、一九八二年、一〇三頁。

(3) 陳熾「上清帝方言書」孔祥吉『晚清史探微』成都、巴蜀書社、二〇〇一年、一三七—一五三頁を参照した。

(4) 金衡及・胡繩武『辛亥革命史稿』第二卷、上海、上海人民出版社、一九八五年、一九九頁。

(5) 張仲礼（李榮昌訳）『中國紳士——關於其在一九世紀

中国社会中作用的研究》上海、上海社会科学院出版社、一九九一年、四一五頁。

(6) 『奏定城鎮鄉地方自治併選舉章程』蘇州市檔案館藏

(I一四一〇一一〇九六)。

(7) 『江蘇自治公報類編』沈雲龍編 〈近代中國史料叢刊三編〉第五三輯、台北、文海出版社、一九八九年、一四四

—一四五頁。

(8) 尤建霞「蘇州的地主与農民」政協江蘇蘇州市委文史資料研究會編《蘇州文史資料》へ一五合輯、一九九〇年、

三五三頁。

(9) 「韓兆魁硃卷」顧廷龍主編《清代硃卷集成》一九八冊、台北、成文出版社、一九九二年、二三五一三八頁。

(10) 「朱祖翼硃卷」《清代硃卷集成》二〇八冊、一五九頁。

(11) 陶詒武「張炳翔事略」蘇州市地方志編纂委員會弁公室編《蘇州史志資料選輯》へ二〇〇三年刊、一五六頁。

(12) 「馮兆昌硃卷」《清代硃卷集成》一九三冊、五三頁。

(13) 「合同議墨」《各行業糾紛(一)》蘇州市檔案館藏(I一四一〇一一六四一〇〇五)。

(14) 章開沅等主編《蘇州商會檔案叢編》へ第一輯、武漢、華中師範大學出版社、一九九一年、六五頁。

(15) 『顧世熿彙禮簿』顧汝銓氏個人藏。

(16) 言止「獨步藥業沐泰山」「蘇州老字号」蘇州、古吳軒出版社、二〇〇六年、二三一頁。

(17) 「高人俊硃卷」《清代硃卷集成》二〇一冊、三三七頁。

(18) 劉耀東編《留學日本法政大學同學錄》一九一七年刊、上海圖書館古籍部藏。

(19) 「韓慶瀾致趙廷玉函札(一九一〇年四月)」胡大雷氏個人藏。

(20) 『宣統三年冬季職官錄』沈雲龍編 〈近代中國史料叢刊〉第二九〇輯、台北、文海出版社、一九六八年、三五三頁。

(21) 『江蘇自治公報』第三九期「批牘類」。『呈報督撫文匯錄』江蘇諮詢局編《江蘇諮詢局第二年度報告》第二冊、一九一一年。

(22) 民國『吳縣志』卷一五「選舉表七」。

(23) 『顧世熿彙禮簿』。

(24) 「張炳翔硃卷」《清代硃卷集成》一八九冊、九六頁。

(25) 『蘇州府長元吳三邑諸生譜』卷九、五十八頁。

(26) 沈誠氏口述記録(一〇〇四年二月一九日採訪)。沈誠氏は一九三〇年生まれ、沈鳳翹の孫である。

(27) 「節略(一九一〇年)」「渡僧橋四隅市民公社」蘇州市檔案館藏(I一四一〇一一二七七一〇〇七)。

(28) 「渡僧橋四隅市民公社第一屆報告冊(一九一一年)」「渡僧橋四隅市民公社」蘇州市檔案館藏(I一四一〇一七七)。

(29) 「蘇紹柄硃卷」《清代硃卷集成》四一、三五七頁。

(30) 『江蘇自治公報』第四九期「國表類」。

(31) 「蔡俊鏞硃卷」《清代硃卷集成》一九五冊、二二一頁。

(32) 「蔡俊鏞硃卷」《清代硃卷集成》一九五冊、二二二頁、

(33) 「韓兆魁硃卷」《清代硃卷集成》一九八冊、二三九頁。

(33) 『孫氏家譜』不分卷、稿本、孫德氏個人藏、『顧世熿彙禮簿』。

- (34) 「韓雲駿硃卷」『清代硃卷集成』三八八冊、二六三頁、
『蘇州府長元吳三邑諸生譜』卷八、七頁。
- (35) 顧汝銘『回憶錄』稿本、二〇〇一年。顧恩湛氏個人藏。
- (36) 民国『吳縣志』卷一七「選舉表九」。
- (37) 民国『吳縣志』卷一七「選舉表九」。
- (38) 何棟華「虎丘花農与花捐」『蘇州文史資料』へ一五合
輯、三七二—三七二頁。
- (39) 「陶恩章硃卷」『清代硃卷集成』二〇一冊、二一一頁。
- (40) 朱惠先等編『顯考槐廬府君行述』民国初石印本、復旦
大學図書館藏に表れる韓雲駿が喪に服した状況から、韓
慶瀾が一九一二年以前に逝去していたことが判明する。
- (41) 潘永正氏口述記録(一〇〇四年二月三日採訪)。潘永
正氏は一九二八年生まれ、潘人瑞の孫である。
- (42) 「江蘇省立第一女子師範学校教職員表」蘇州市檔案館
藏(一五一〇一一三四四)、『顧世熿彙禮簿』。
- (43) 「陶恩章硃卷」『清代硃卷集成』二〇二冊、二一五頁。
- (44) 陳琬珍氏口述記録(一〇〇四年二月三日採訪)。陳琬
珍氏は一九二八年生まれ、陳祖述の孫娘である。
- (45) 「沈紀常登記表(一九五〇年八月)」『蘇州市三屆各界
人民代表會議登記表(二)』蘇州市檔案館藏(C一—三
一八一一五)。
- (46) 蔡藻氏口述記録(一〇〇五年一〇月二三日採訪)。蔡
藻氏は、字は賓秋といい、一九一三年生まれ、蔡俊鏞の
次女である。
- (47) 『申報』一九二二年年七月二三日「同盟会蘇支部大会
記」。
- (48) 「江蘇新聞」一九一二年九月二五日「同盟会設立分事
務所」。『江蘇新聞』は蘇州大学図書館蔵である。
- (49) 『江蘇新聞』一九一二年一〇月一三日「国民党發達
(横涇)」。
- (50) 『江蘇新聞』一九一二年一〇月一四日「同盟会開會」。
- (51) 『江蘇新聞』一九一二年一〇月一七日「敬告国民党諸
君」。
- (52) 『江蘇新聞』一九一二年一〇月一八日「国民党蘇支部
選舉聯合會紀事」。
- (53) 『申報』一九二三年三月一日「国民党連翩開會」。
- (54) 『民立報』一九一三年二月一八日「国民党吳縣分部成
立」。
- (55) 「職業・肩書等の経歴」欄の情報は清末から一九一三
年前後にかけての状況が反映されている。
- (56) 民国『吳縣志』卷一五「選舉表七」。
- (57) 『宣統三年冬季職官錄』。
- (58) 「吳曾源硃卷」『清代硃卷集成』一九七冊、二四九頁。
- (59) 「蔣林熙硃卷」『清代硃卷集成』一八四冊、一七一頁。
- (60) ここでいう蘇州籍とは、長洲県、元和県、吳縣三県の
出身者のことを指す。
- (61) この中には二名の法政科挙人が含まれている。
- (62) 『宣統元年蘇城甲乙級選舉人名冊』。
- (63) 蔡藻氏口述記録。蔡俊鏞の後妻である秦氏は一九一三
年に逝去した。ほどなくして蔡俊鏞は孫潤宇の妹を娶つ
た。
- (64) 韓靜英氏口述記録(一〇〇五年一一月二日採訪)。韓

静英氏は一九一二五年生まれ、韓雲駿の孫娘である。

- (65) 『申報』一九一二年五月一六日「吳下叢談」、同一九一年八月二六日「吳門新語錄」。

- (66) 『江蘇新聞』一九一二年九月二十五日「同盟会設立分事務所」。

- (67) 『留学日本法政大学同学錄』。

- (68) 中華民国留日法大同学会編『中華民国留日法大同学錄』一九三一年刊、日本法政大学図書館蔵、一七一一八頁、「任用屬員事項」河南警務公所編『警務所第一次統計書』上海商務印書館代印、一九一〇年、五頁、蘇州市檔案館蔵。

- (69) 『蘇州府長元吳三邑諸生譜』卷九、一二頁。

- (70) 『吳縣選舉人名冊』宣統元年刊、蘇州博物館資料部蔵、江蘇學務公所編『江蘇學務文牘』第三編第二冊、一九一年鉛印本、上海図書館古籍部蔵。

- (71) 『申報』一九一二年七月二三日「同盟会蘇支部大会記」。(72) 清代蘇州府属の長洲県、元和県、吳県の三県は、一九一二年に合併して吳県となつた。

- (73) 江蘇省長公署統計處編『江蘇省政治年鑑』一九一二四年刊、上海図書館古籍部蔵。

- (74) 『申報』一九一三年一一月一四日「解散国民党蘇支部」。

- (75) 『申報』一九一四年年一月二八日「宗知事委任学董」。

- (76) 『獨一報』一九一二年一一月一三日「蘇州市政与自治前途之關係」蘇州市檔案館蔵。

- (77) 『新申報』一九一二年一月三一日「蘇州工巡捐局改組之暗潮」。

(78) 『申報』一九二〇年九月二六日「反対工巡捐局董事之大會議」。

- (79) 蘇州市地方志編纂委員会編『蘇州市志』第一冊、南京、江蘇人民出版社、一九九五年、七八九頁。

- (80) 『蘇州市志』第一冊、八〇〇頁。

- (81) 王清穆『農隱廬日記』壬戌年十一月初八日の条、稿本、王清穆『農隱廬文鈔』卷四「重修吳江金公墓碑記」一九三九年鉛印本、共に上海図書館古籍部蔵。

- (82) 潘裕博編『大阜潘氏支譜』世系考、一九九二年、三八六一三八七頁、蘇州市方志館蔵。

- (83) 『馮氏族譜』不分卷、稿本、馮志浩氏個人蔵。

- (84) 宋家金氏口述記録(一九〇〇六年四月一五日採訪)。宋家金氏は一九一四年生まれ、宋銘勳の娘である、『宣統元年蘇城甲乙級選舉人名冊』上海図書館古籍部蔵。

- (85) 龔恩栽「由高利貸起家の郷村地主」『蘇州文史資料』八一五合輯、三六六頁。

- (86) 蒋林熙は問題発生以前、江蘇や河南等の省において財政庁長を歴任した。費樹蔚は吳大澂の娘婿であり、袁世凱の息子袁克定の相婿でもあつた。問題発生以前には肅政史の職を務めた。

- (87) 『新聞報』一九二〇年一〇月一五日「函請改組工巡局」。

- (88) 『新申報』一九一二年一月三一日「蘇州工巡捐局改組之暗潮」。

- (89) 『申報』一九二一年五月八日「工巡捐局争潮未息」。

- (90) 民国『吳縣志』卷一三「選舉表五」。

- (91) 『申報』一九二一年一二月一九日「王省長來蘇吊唁」。

- (92) 彭望慈「源自贛江的蘇州彭氏」『蘇州名門望族』揚州、廣陵書社、一九〇六年、一四〇頁。
- (93) 潘祖芳纂修『東匯潘氏族譜』卷五「世系表」一九一九年刊、蘇州市檔案館藏、五五一五六頁。
- (94) 「蘇州總商會等呈省公署文」『揭發官吏劣跡拒絕駐扎軍隊等函電剪報』蘇州市檔案館藏(I一四一〇一一五〇八一〇二八,I一四一〇一一五〇八一〇三〇)。
- (95) 「電稿」『揭發官吏劣跡拒絕駐扎軍隊等函電剪報』(I一四一〇一一五〇八一〇六七)。なお、張一麿はかつて馮國璋總統府秘書長を務めた。
- (96) 「電稿」『揭發官吏劣跡拒絕駐扎軍隊等函電剪報』(I一四一〇一一五〇八一〇六一)。
- (97) 「俞武功致韓雲駿函」『揭發官吏劣跡拒絕駐扎軍隊等函電剪報』(I一四一〇一一五〇八一〇三七,I一四一〇一五〇八一〇四〇)。
- (98) 「吳縣知事公署公函(一九二一年)」『各機關團體行政人員到任公函及啓用閔防(二)』蘇州市檔案館藏(I一四一〇四五〇四一〇〇一)。
- (99) 「節略(一九二三年)」『關於改選蘇州工巡捐局董事等函略伝單剪報』蘇州市檔案館藏(I一四一〇一一四一二一〇三八)。
- (100) 龐獨笑『吳乘』一九三三年、報紙剪貼本、蘇州博物館資料部藏。
- (101) 張一鵬は張一麿の弟で、省議會議員に選出されるまでに、司法部次長や上海律師公会会长を務めた。
- (102) 『吳乘』。
- (103) 章慰高「自述教育生活小史」蘇州市地方志編纂委員會弁公室編『蘇州史志資料選輯』(一九〇六年刊)二〇〇頁。
- (104) 曾樸は常熟の人であり、江蘇省第一期省議會議員、清理官產處處長、財政廳廳長などを歴任した。方還是崑山の人であり、北京師範学校校長や北京女子師範学校校長、江蘇省長公署機要處秘書などを歴任した。
- (105) 張一澧『張一麿小伝』吳縣市鄉公報社、一九二一年、五一—五二頁。
- (106) 「山塘市民公社致蘇州總商會函(一九二一年)」『山塘·桃塢市民公社』蘇州市檔案館藏(I一四一〇一一二七八一〇〇六,I一四一〇一一二七八一〇〇七)。
- (107) 吳琴一「如是我聞“魯男子”」常熟政協文史資料研究委員会編『文史資料輯存』第五輯、一九六四年、七〇頁。